

令和6年度埴町職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験実施要領

1. 目的

埴町職員として、民間企業等で培った豊かな感性や柔軟な発想力、現場感覚を生かし、幅広い分野での組織の活性化に貢献できる有能な人材を確保するため、職員採用試験を実施し、もって人事管理の適正と行政事務の向上に寄与するものとする。

2. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政職	保健師
採用予定人員	若干名	1名程度

3. 受験資格

区分試験 (職種)	受験資格
行政職	次の全ての要件を満たす者 ・昭和53年4月2日以降に生まれた者。(学歴は問いません。) ・民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年10月現在)有する者。
保健師	次の全ての要件を満たす者 ・昭和53年4月2日以降に生まれた者(学歴は問いません。)で、保健師の免許を有する者又は令和6年3月までに取得見込みの者。 ・民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年10月現在)有する者。

(注1) 民間企業等における職務経験には、会社員、団体職員、自営業者等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当し、ボランティア活動等の期間は含まれません。

(注2) 職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数に職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

(注3) 連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験から除きます。

(注4) 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

◆ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

4. 受付期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月15日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。（土・日は除きます。）

郵送による申込書提出の場合は、11月13日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

5. 試験日時、試験場及び合格者発表

試験	日時	試験場	合格者発表
第1次試験	令和5年11月25日（土） 受付 9：30～9：45 教養試験 10：00～11：15 適性検査 11：30～12：30	埴町防災センター 3階 会議室 （埴町大字埴字大町 3丁目21番地 埴町役場本庁舎北側）	令和5年12月 月上旬頃
第2次試験	第1次試験合格者に対して 別途通知します。	埴町防災センター 3階 会議室（予定）	

6. 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

（1）第1次試験

①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、四肢択一式による筆記試験を行います。

・ 出題分野及び出題数 知識分野 24 問・言語能力 18 問・思考力 18 問

②各種検査

事務適性検査、性格特性検査及び職場適応性検査を行います。

（2）第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文等による試験を行います。

7. 受験手続及び受付期間

（1）受験申込用紙の請求

申込用紙は、本町役場（総務課）で令和5年10月18日（水）から交付します。

ただし、土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

埴町ホームページからダウンロードし、プリントアウト（B4サイズ）しての使用も可能です。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 受験申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、84 円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長 3）を添えて本町役場（総務課）に提出してください。
申込書を郵送する場合は 84 円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「職員採用試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近 6 カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6 cm×横 4.5 cm）1 枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

8. 第 1 次試験結果

令和 5 年 12 月上旬頃、埴町役場掲示板に合格者名を掲示するほか、受験者に対して、合否を文書で通知します。

9. 資格調査

第 1 次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

10. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として 1 年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

11. 試験結果の開示

この試験の結果については、埴町個人情報保護条例第 18 条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、**受験者本人が直接おいでください。**

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験	第 1 次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から 1 か月間	埴町役場 総務課
第 2 次試験	第 2 次試験受験者			

12. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) この試験に関し不明な点は、本町役場総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、84 円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。

不明な点は、埴町役場 総務課（電話 0247-43-2111 内線 113）にお問合せください。